

令和5年度 随意契約一覧表(市民部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民総務室	法律相談業務	弁護士による金銭貸借や相続、離婚、交通事故など法律上の問題(民事全般)に対する相談業務	令和5年4月4日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月4日)	大阪市北区西天満1丁目12番5号 大阪弁護士会	単価契約 弁護士1人派遣 につき31,830円 執行予定総額 9,167,040円	法律相談業務については、民事全般を取扱えるのは弁護士のみにと与えられた権限となっています。弁護士会に所属しなければ弁護士業務を行うことができません。大阪府内では大阪弁護士会が唯一の弁護士会です。当該業務は、金銭貸借や相続、離婚など、法律上の問題についての専門相談であり、大阪弁護士会は、当該業務の仕様書にそった弁護士の派遣が可能であるため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	市民課	住民基本台帳ネットワークシステム運用業務	住民基本台帳ネットワークシステムのゲートウェイ、CSシステムに関わる業務アプリケーション適用、プログラム修正、ウィルスソフトの更新、定期点検などを行う業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通 Japan 株式会社 大阪第一統括ビジネス部	5,702,400円	本システムについては、契約の相手方に開発業務を委託し、その後システムの運用についても業務を委託しており、住民基本台帳ネットワークの安定的な運用を行うため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
3	市民課	令和5年度住基ネットシステムデジタル手続法改正対応業務	住民基本台帳ネットワークシステムの、デジタル手続法対応に伴うシステム改修業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通 Japan 株式会社 大阪第一統括ビジネス部	3,564,000円	本システムの改修には構築業務と密接な知識が必要不可欠であり、構築業務を受託した下記業者でなければ本システム改修を行うことができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
4	市民課	引越しワンストップサービス対応業務(異動受付支援システム連携)	住民記録システムについて、引越しワンストップサービス対応に伴うシステム改修業務	令和5年4月1日から 令和5年9月30日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通 Japan 株式会社 大阪第一統括ビジネス部	9,504,000円	本システムの改修には構築業務と密接な知識が必要不可欠であり、構築業務を受託した下記業者でなければ本システム改修を行うことができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
5	市民課	吹田市市民課窓口受付システム構築・運用業務【運用業務】	窓口受付システムの運用・保守業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市西区土佐堀2丁目2番17号 富士フィルムシステムサービス(株) 公共事業本部関西支店	5,478,000円	本システムを設計製作を行った契約の相手方でなければ安定的な運用・保守及び各機能の維持を行えないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

6	市民課	令和5年度住民記録システムデジタル手続法改正対応業務	デジタル手続法の改正に伴う住民記録システムの改修業務	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通 Japan 株式会社 大阪第一統括ビジネス部	2,777,500円	本システムの改修には構築業務と密接な知識が必要不可欠であり、構築業務を受託した下記業者でなければ本システム改修を行うことができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
7	市民課	吹田市マイナポイント予約申請窓口委託業務	マイナポイント事業実施における窓口委託業務	令和5年4月1日から令和5年5月31日まで (令和5年4月1日)	東京都豊島区東池袋4丁目5番2号 株式会社 アイヴィジット	7,357,680円	知識が必要なことから研修が必要だが、マイナポイント事業実施期間が短いため事業者が応募しない可能性があること、また、入札を行うと事業実施までの間、マイナポイント予約申請補助ができなくなり、市民サービスの低下につながると思われるため。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(2)に該当)
8	交流活動館	吹田市総合生活相談事業等委託業務	・総合生活相談事業 ・総合生活相談事業の実施に係る広報、啓発、交流事業等 ・関係機関の連絡調整会議の運営	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市岸部中1丁目22番2号 一般社団法人吹田市 きしべ地域人権協会	9,204,000円	本業務は地域に密着し、住民の生活課題に応じた自立支援が基本となるため専門的な相談技術に加えて地域の歴史や事情に精通している必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
9	交流活動館	吹田市人権ケースワーク事業委託業務	・人権ケースワーク事業 ・関係機関の連絡調整	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市岸部中1丁目22番2号 一般社団法人吹田市 きしべ地域人権協会	3,431,000円	本業務は地域に密着し、人権の視点を第一とすることが重視されるため専門的な相談技術に加えて地域の歴史や事情に精通している必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
10	市民自治推進室	吹田市立千里市民センター大ホール運営事務業務	吹田市立千里市民センター大ホールの貸館業務	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区博労町3丁目2番8号株式会社東急コミュニティビル事業本部 第二事業部	14,201,748円	千里ニュータウンプラザ施設内、吹田市立千里市民センターは多目的ホール及び大ホールの2施設で構成されています。千里ニュータウンプラザは、吹田南千里PFI株式会社がPFI契約に基づき、管理運営業務を行っていますが、設立時の経緯から大ホールの利用者対応に係る運営事務については、当該PFI契約の対象に含まれていないため、別途契約を交わす必要があります。 ただし、両施設は吹田市立千里市民センターの貸室であり、市民にとって分かりやすく、利用しやすいものとするためには、一元管理する事が望ましいことから、単独随意契約を行うもの。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2)「既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき」に該当)

11	市民自治推進室	吹田市立竹見台多目的施設管理業務	吹田市立竹見台多目的施設の管理及び事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市竹見台3丁目3番1号 吹田市立竹見台多目的施設運営委員会	5,047,165円	竹見台多目的施設は、南竹見台小学校跡の本格的利用が決定するまでの間、市民の文化、福祉等の向上に資することを目的として、暫定的に吹田市関連の諸事業及び市民の集会等の用に供するため設置された施設です。また、近接する狭隘な竹見台市民ホールの機能を補完する施設でもあります。 施設の運営にあたっては、住民や地域団体等と協働で行うため、当該地区に所在する自治会、青少年対策委員会、福祉委員会等の団体に、学識経験者や公募市民を加えて施設運営を目的に設立された「吹田市立竹見台多目的施設運営委員会」に管理を委託することが、施設の設置目的を最も効果的かつ安定的、効率的に達成できることから、単独随意契約を行うもの。 (吹田市随意契約ガイドラインの同号(2)エ「住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手とする場合」)に該当)
----	---------	------------------	---------------------	---	------------------------------------	------------	--

5月～6月分については対象案件はありません。

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	男女共同参画センター	男女共同参画センター地下機械室吸収冷温水機チューブ洗浄等修繕業務	男女共同参画センターの地下機械室吸収冷温水機チューブ洗浄等修繕業務	令和5年7月1日から 令和5年12月8日まで (令和5年7月1日)	大阪府北区堂島浜一丁目2番1号 株式会社 日立ビルシステム 関西支社	5,995,000円	本契約については、冷温水機を設置・製造した業者のみ行える修繕であるため、単独随意契約を行うもの。 (吹田市随意契約ガイドラインにおける地方自治施行令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】ア「特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないとき。」に該当)

8月～9月分については対象案件はありません。

10月分

1	市民課	令和6年法改正に伴うコンビニ交付システムインターフェースバージョン変更対応業務	令和6年の法改正に伴い、コンビニ交付システムインターフェースバージョン変更対応に必要な改修を行うもの	令和5年10月6日から令和6年3月31日まで (令和5年10月6日)	大阪府大阪市中央区 城見2丁目2番6号 富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	2,673,000円	本業務は、令和6年の法改正に伴い、コンビニ交付システムのインターフェースバージョン変更対応に必要な改修を行うものですが、コンビニ交付システムは交渉相手先事業者が開発・保守しているものであるため、当該事業者でなければ改修を行うことができません。したがって、本契約は「著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を必要とする者と締結する情報システムの運用・保守業務の委託契約」に該当し、当該事業者でなければ契約することができないため (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	市民課	吹田市住民記録システム再構築(標準化対応)業務	住民記録システム(住民記録、印鑑登録)及びコンビニ交付システムの再構築(システム標準化対応)業務	令和5年10月30日から令和7年1月31日まで (令和5年10月30日)	大阪府大阪市中央区 城見2丁目2番6号 富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	251,601,900円	本委託業務の事業者選定を公募型プロポーザル方式による契約候補者の選定を行った結果、左記事業者が最優秀提案事業者として決定したため。 (吹田市随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

11月～3月分については対象案件はありません。